

補助金交付申請に係る留意事項

1. 採択方法について

本補助金の交付決定は、先着順によるものではありません。

提出された申請書類について審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行います。

2. 交付決定前の着手について

交付決定前に着手した経費は、原則として補助対象外とします。

3. 交付回数の制限について

本要綱に基づく補助金の交付は、第1に規定する交付対象者につき、同一年度内において1回限りとします。

4. 補助対象経費について

補助対象経費は、本要綱に定める経費に限ります。対象外経費は補助の対象としません。

5. 市内事業者の活用について

補助事業の実施にあたっては、可能な限り日南市内に所在する事業所を活用するよう努めてください。

やむを得ず市外事業者を利用する場合は、その理由を明記した理由書を提出してください。